

令和４年度 只見町任期付職員（一般事務職）採用候補者試験要領

令和４年度只見町任期付職員（一般事務職）採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務職
採用予定人員	若干名

2 採用予定年月日 令和４年４月１日

3 受験資格（学歴は問いません。）

- 一般事務職
昭和４２年４月２日以降に生まれた者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

（１）日本の国籍を有しない者。

（２）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

（３）公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者。

（４）日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

4 試験の方法

高校卒程度で次により行います。

- （１）第１次試験
- ①教養試験
- 職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。
- 知識分野２０問・知能分野２０問
- ※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。
- ②性格特性検査
- ③職場適応性検査
- 教養試験終了後、各検査を行います。
- （２）第２次試験
- 第１次試験合格者に対して、小論文並びに面接等による試験を行います。

5 資格調査

試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

6 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和４年１月３０日（日）	受付 ８：３０～ ８：４５ ①教養試験 ９：００～１１：００ ②性格特性検査 １１：１０～１１：３０ ③職場適応性検査 １１：４０～１２：００ （※時間は予定ですので、前後する場合があります。）	役場町下庁舎 只見町大字只見 字町下2591-30番地 Tel0241-82-5210	令和４年２月中旬までに只見町役場掲示板に合格者名を掲示するほか合格者に通知します。
第２次試験	第１次試験合格者に対し通知します。			

7 給与及び勤務時間等

任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等については任期の定めない職員と同様に地方公務員法等の規定が適用され、採用後は、一般職の職員として勤務していただくこととなります。

- (1) 初任給は、本町の給料表によりますが、このほか通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務時間については、原則として月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間45分勤務です。

8 合格者の採用

- (1) 合格者は最終合格発表日付で職員採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は登録の日から令和4年度末までです。
- (2) 採用は令和4年4月1日からとなります。任期は採用された日から3年以内となります。

9 受験手続き及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、只見町役場町下庁舎（総務課）及び朝日・明和振興センターで交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「**任期付職員申込書（一般事務職）請求**」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

- (2) 申込みの方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、只見町役場総務課総務係まで提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「**任期付職員申込（一般事務職）**」と朱書し、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（**長3号**）を必ず同封してください。

（送付先） 〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

只見町役場総務課総務係 宛て

- ② 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、または受験票に写真の貼っていない場合は、受験できません。）

- (3) 受付期間

令和3年12月10日（金）から令和4年1月14日（金）まで（執務時間中に限ります。）

郵便による申込書提出の場合は、**令和4年1月13日（木）までの消印のあるもの**に限り受け付けます。

10 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) この試験に関し不明な点は、只見町役場総務課総務係（Tel 0241-82-5210）に問い合わせてください。
郵便で問い合わせる場合は、84円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。